平成２５年（フ）第５３号
岡山市中区乙多見130番地３　108号
債務者　伊田　英樹
1　決定年月日時　平成25年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７２０号
栃木県宇都宮市元今泉４丁目２番10号　元今泉ハイタウン408、前住所栃木県宇都宮市今泉町3009番地１　スカイハイツ恵403号室
債務者　福田　嘉子（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２４号
熊本県八代市奈良木町2437番地１　101
債務者　浦川　英二
1　決定年月日時　平成25年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月13日午後４時
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第２４号
沖縄県宜野湾市真栄原３丁目19番12―201号　タイトハウス
債務者　前里　安子
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第２５号
沖縄県宜野湾市真栄原３丁目７番11号　願寿苑（がじまる）
債務者　前里　定市
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第２２号
北海道帯広市緑ケ丘３条通６丁目18番地１　緑ヶ丘マンション101
債務者　末谷　秀子
1　決定年月日時　平成25年３月11日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月23日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１７４号
東京都日野市新町１丁目13番地日野新町一丁目アパート２―605
債務者　岡田タカ子
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５８０号
大阪府箕面市白島２丁目１番16号
債務者　上野　玲奈
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８４２号
大阪府豊中市宝山町５番17号
債務者　松田　　章
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６号
栃木県真岡市熊倉３丁目39番地９　エコノプラザ熊倉203号、前住所栃木県真岡市台町4298番地６
債務者　小森　隆広
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続廃止

平成２４年（フ）第６３号
群馬県伊勢崎市宮子町3363番地
破産者　宮崎喜久雄
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第６４号
群馬県伊勢崎市宮子町3363番地
破産者　宮崎　康江（旧姓細井）
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２６７号
群馬県前橋市上大島町25番地１
破産者　合資会社サン企画
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１６６６号
埼玉県上尾市五番町11番地12
破産者　株式会社佐瀬管材
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３９２号
茨城県水戸市谷田町883番地の114
破産者　ウエルネス株式会社
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１７８３号
名古屋市港区当知３丁目2203番地
破産者　株式会社岡正
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２９４号
愛知県豊明市沓掛町陣田22番地１
破産者　有限会社秀建工業
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９９７号
北海道上川郡美瑛町字平和6190番６
破産者　有限会社コモ・プランニング
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部